

東広島市教育委員会臨時会（平成28年3月）議事録

- 1 日 時 平成28年3月30日（水）午前11時11分～午前11時53分
- 2 出席者
- （1）委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員
- （2）事務局 【学校教育部】
増田学校教育部長、中嶋教育調整監、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
- （3）書記 青山主査
- 3 場 所 東広島市役所北館 会議室201
- 4 議 題
- （1）報告事項
- 報告第18号 平成27年度全日本学校関係緑化コンクール（学校環境緑化の部）高美が丘中学校特選（文部科学大臣賞）受賞について
- 報告第19号 児童生徒の健全育成に係る東広島市教育委員会と東広島警察署との相互連携に関する協定について
- （2）議案
- 議案第21号 市立小学校の統合基本方針の改訂について【原案可決】

開会 午前11時11分

- 下川教育長：それでは、定足数に達していますので、平成28年3月の教育委員会臨時会を開会いたします。
- 本日の会議録署名委員は、京極委員と私、下川でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 本日の傍聴希望はありますか。
- 江口教育総務課長：ございません。
- 下川教育長：わかりました。

報告第18号 平成27年度全日本学校関係緑化コンクール（学校環境緑化の部）高美が丘中学校特選（文部科学大臣賞）受賞について

- 下川教育長：それでは、まず報告事項からですが、報告第18号平成27年度全日本学校関係緑化コンクール（学校環境緑化の部）高美が丘中学校特選（文部科学大臣賞）受賞について説明をお願いいたします。
- 空本指導課長：報告第18号平成27年度全日本学校関係緑化コンクール（学校環境緑化の部）高美が丘中学校特選（文部科学大臣賞）の受賞についてご報告をいたしま

す。

資料の1ページをご覧ください。

この全日本学校関係緑化コンクールとは、公益社団法人国土緑化推進機構が主催し、青少年の緑化活動及び学校における緑化教育の一層の推進を図ることを目的として、昭和25年度から毎年度実施されております。

高美が丘中学校における1年間に植える樹木、野菜、草などは、延べ2,600株、これは生徒1人当たり12.1株にのぼります。本校は、緑化活動を通して生命尊重の心、責任感、自主性、公共心を育てております。また、持続可能な社会づくりのための行動ができる生徒を育成するため、緑化を環境問題の行動化のスタートとして位置づけ、取り組みを進めております。全校生徒、教職員、PTA、森林組合、地域の方々の協力により、美しく管理された学校庭園の樹木に親しむとともに、校内外の緑化活動や緑化育樹活動に積極的に取り組み、美しい学校づくり、地域づくりを行いました。この取り組みが高く評価され、本コンクールにおいて最高の賞である特選の受賞に至っております。なお、この取り組みは平成25年度から始められておりまして、同年には本コンクールで準特選を受賞していることも申し添えさせていただきます。

なお、表彰式は平成28年6月5日日曜日、長野県で開催される第67回全国植樹祭において行われる予定になっております。

報告第18号平成27年度全日本学校関係緑化コンクール（学校環境緑化の部）高美が丘中学校特選（文部科学大臣賞）の受賞について、報告させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いをいたします。

- 織田委員：これは、アザレア賞の対象には来年度になるのですか。
- 空本指導課長：はい、来年度になります。対象の期間ではなかったのです。
- 下川教育長：まだ表彰されておられませんので。
- 織田委員：是非3月に忘れないようにしてください。
- 下川教育長：おかげさまで本年度は、これを入れますと、日本一、文部科学大臣賞とか環境大臣賞などありますが、豊栄小学校もホタレンジャー、これも審査の中で1位、それから豊栄中学校の体力づくりのほうも毎日カップ、これもたくさんの学校の中から第1位ということになりました。これとあわせて3校ということで大変喜んでおります。

そのほかよろしいでしょうか。

報告第19号 児童生徒の健全育成に係る東広島市教育委員会と東広島警察署との相互連携に関する協定について

- 下川教育長：それでは、ないようでしたら、続いて報告第19号児童生徒の健全育成に係る東広島市教育委員会と東広島警察署との相互連携に関する協定について説明を

お願いいたします。

- 池田青少年育成課長：それでは、報告第19号児童生徒の健全育成に係る東広島市教育委員会と東広島警察署との相互連携に関する協定についてご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。

本協定は、縦1にお示ししておりますように、東広島市内の児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を目的として、学校、教育委員会と警察が情報を共有し、迅速かつ適切な対応を行うために、先日の3月23日10時から東広島警察署2階署長室において、東広島市教育委員会と東広島警察署との間で協定を締結したものでございます。

協定の主な内容については、縦4(1)から(3)にお示ししておりますように、教育現場が抱える生徒指導上の諸問題等について、学校、教育委員会と警察が連携を密に行って情報共有を図った上で相互に連携し、暴力行為等への迅速な対応や未然防止、さらにはいじめ問題への適切な対応を行っていくというものでございます。

協定の期間は、締結の日から効力を生じまして、期間は定めておりません。本協定を機に市内の公立小・中学校と教育委員会、警察がより一層連携を強化して、児童生徒の健全育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員：これまでも東広島警察署とのいろいろ連携があったと思うのですが、この協定を結ぶことによって一層という言葉ですが、一層という意味の内容、詳しいことがわかれば教えていただきたいと思えます。

- 池田青少年育成課長：今まで協定を結んでない中でも連携はしておりましたけども、例えば暴力事案を続けて行う子とか、時にはなかなか学校から上がってこないこともありまして、そうした中で対応が遅れてしまったり、タイムリーにできなかったことなども、少ない事案ではありますが、ありました。本協定を結ぶことによって、各学校にも意識していただいて、適切に対応することが青少年の健全育成であると考えます。そういったところで、この協定の締結は大きい動きであると思っております。

以上でございます。

- 増田学校教育部長：もう一点ございまして、資料の中で4番の協定の内容のところに目的外利用の禁止というのがございます。これまでは教育委員会、学校、警察、それぞれその子のためにやろうという意識で情報共有をしておりましたけれども、これやはり個人情報ということでございます。市としてそういった個人情報を勝手に警察から取得するという事は基本的には禁止されておりますので、市の個人情報保護審議会へ諮る中で、その生命、財産にかかわるとか、緊急を要するといったような事案に該当するだろうということでお墨付きをいただいたと、そうした中で警察と協定を結んでいる、ということがもう一点でございます。

- 下川教育長：もう一つ補足しますと、これは県内、各警察署と各市町の教育委員会は独自に結んでおりますが、恐らく東広島が最後ぐらいになったのではないかと思います。それはなぜかといいますと、今、部長が申しましたような個人情報保護にかかわることでございますので、きちんとそこは整理しておかないと、情報を共有したはいいが、後でいろんな問題が起こったということがあってはいけませんので、本市の場合は慎重にそこは検討を加えながら進めていって、この時期になったということでございます。前の居所不明の児童生徒にかかわる協定は全国で初めてだったのですが。補足の部分でございます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら議案の審議に移ります。

議案第21号 市立小学校の統合基本方針の改訂について

- 下川教育長：議案第21号市立小学校の統合基本方針の改訂についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

市立小学校の統合基本方針の改訂につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、平成20年度に策定しております東広島市立小学校の統合基本方針について、その後の児童数等を含む情勢の変化や市の公共施設の適正配置に係る基本計画の方針に対応していくことを目的として、当該統合基本方針の改訂を行おうとするものです。

最初に、添付しております別冊の資料からご覧いただきたいと思っております。

添付資料1の新たな市立小学校の統合基本方針（案）の説明会の実施結果でございます。この原案につきましては、11月定例会で報告させていただいた後、12月の市議会文教厚生委員会報告を経て、その後本年1月から今月にかけて統合の対象となる8小学校区、福富地区は2校区合同で実施しましたので、7会場において説明会を実施したところです。

質疑や意見の主なものは3つに分類しておりますけれども、(1)統合協議の中で判断すべきものとして通学手段や跡地利用など、(2)他で具体的な施策や方針を示す必要のあるものとして地域活性化やまちづくりなど、(3)既に基本方針に含まれているものとして複式学級の課題や小中一貫校の教育内容などになります。

以上の状況から、原案を修正する必要はないと事務局では判断しておりまして、本日議決をお願いするものでございます。

各地域の要点記録はこの次に添付しておりますが、これをさらに要約したものが、2の表の各地域の意見の概要となっております。ただし、ここではあくまでも意見の主なものと我々説明員が受けました印象などを記載しておりますので、その旨ご了承をお願いいたします。

まず、志和町については、3校を統合した小中一貫校の設置を基本方針としておりますが、西志和地区ではまちづくり等を理由とした反対意見もある一方で、小中一貫校に賛成する意見が多くありました。スクールバスの距離要件、現行の一般的な制度では通学距離4キロ以上が対象となりますが、これの緩和など条件整備を求められております。総じて特色のある小中一貫校の開校に大きな期待を寄せていただいている印象を受けたところです。

河内町では、河内小に河内西小を統合した上で、将来的に小中一貫校を検討する方針としておりますが、河内西地区では保護者アンケートの結果がPTA会長から報告され、統合は避けられないが、河内西小への統合を希望する意見が多かったとのこと。その理由としては、隣接する保育所の存続と、将来さらに児童数が減って再統合となる不安、また平成13年3月の芸予地震の際に河内小の被害が大きかったことからくる心配などです。そのほか、小中一貫校を求める意見もありました。

志和堀地区では、複式学級が恒常化する見通しとなっていることから、早く複式学級を解消してほしいという意見が多く、西志和と同様に小中一貫校に大きな期待を寄せていただいております。

東志和地区では、自治協で実施したアンケート結果を会長が報告され、統合に賛成の意見が多かったとのことですが、これはあわせてスクールバスによる通学の安全を保護者が求めているからであるという分析も付言されております。この地区は、保護者以外の方からの反対意見も多く、東志和小の耐震化を行った上で東志和と志和堀を統合すればよいといった提案もなされ、拍手も起きております。

福富町の竹仁・久芳地区では、久芳小に竹仁小を統合した上で、将来的に小中一貫校を検討する方針としておりますが、竹仁地域から小中一貫校設置の約束や時期の明示を求められるとともに、直ちに小中一貫校にしてほしいという意見が多く出されております。

河内地区ですが、小規模校にもよいところがあるといった意見があったものの、おおむね賛成という印象を受けたところです。入野小はどうなるのかなど、小中一貫校への関心も高いように感じました。

吉川地区は、原小に吉川小を統合する方針としておりますが、地域アンケートの結果としては7割近くが反対で、市として統合しない方策も考えてほしいという意見がありました。複式学級の解消を目指す方針そのものは理解されている印象でしたが、一方、地域、保護者は学校の現状に満足されており、統合の必要性を感じていただけない雰囲気もありました。

以上が各地域での説明会の概要ですが、総じて学校統合の必要性や小中一貫校の設置を目指す方針についての一定の理解は得られたものの、一部地域においてはまちづくりとの関連など、統合合意を得るにはさらに十分な説明と協議が必要であると認識を新たにしたところです。

また、通学に関しましては、現行の4キロという距離では低学年の子は1時間以

上かかってしまったり、統合によって通学距離が著しく長くなる場合もありますし、新たな通学路の安全確保もこれからになります。そのため、距離要件やスクールバス運行などについては、今後の協議において十分に地域、保護者の声を聞かせていただかなければならないと思っております。

3の今後の流れですけれども、早期に対象地区合同の統合協議会を立ち上げていき、そして統合合意が得られれば、統合準備会において具体的に通学路、スクールバス経路、閉校イベント、跡地利用、避難所等の協議を進めていく計画としております。

それでは、議案資料に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

この統合基本方針につきましては、11月定例会におきまして詳細に説明させていただいておりますので、要点を絞った説明とさせていただきます。

2の統合の目的ですが、東広島市の将来を担う子どもたちによりよい教育条件や教育環境を整備するため、学校規模の適正化と教育内容の充実を図ることとしております。

5の統合の対象校については、これまでの方針と同様に、適正規模未満の過小規模校と小規模校が課題と認識しつつも、当面5学級以下の過小規模校を対象として複式学級の解消に優先的に取り組むこととしております。

次に、6の新たな方針として4点を示しております。

(1)統合の組み合わせは、地理的条件や地域性に配慮することとして、これは当面、旧町に少なくとも小学校1校は確保していく必要があるとの認識を示しております。

(2)過小規模校同士の統合、福富地区と河内地区がこれに当たりますが、できるだけ速やかに推進すること。

(3)統合によっても小規模校にとどまる場合においても、少人数を生かした指導の充実を目指すこと。

(4)新たな教育実践・学校づくりのため、小中一貫校の導入・検討を行うことを挙げております。

次に、7の統合の方法については、原則として児童数の多い学校に児童数の少ない学校を統合すること、過小規模校と近隣の小規模校を統合し、同一地域の中学校とともに小中一貫校とするものの2つの手法を明記いたしました。

5ページをお願いいたします。

統合基本方針に基づく統合計画、1の統合対象校の選定基準ですが、(1)複式学級の解消を目的とした統合では、複式学級のある7校を対象とする。(2)複式学級の解消、小中一貫教育の効果的実施、又は施設の安全性の確保を目的とした統合として、志和地区において志和中学校の敷地内、または隣接地に3校を統合した小学校を新設し、小中一貫校を実施する計画とし、福富及び河内地区においては、複式学級の解消を優先して統合する場合にあっても、その後において小中一貫校の検討を進めていく計画としております。

2の個別の統合計画ですが、(1)志和地区の3校におきましては小中一貫校を念頭に置き、学校名は「志和小学校」、統合時期は平成32年4月として取り組むことといたします。その理由としては、志和堀小において過小規模が恒常化する見込みであることや、西志和小と東志和小の一部建物について耐震化又は建替えが困難であることから、複式学級の解消と耐震性能の確保、そして小中一貫教育の効果的実施のため、この計画としたものです。

6ページをお願いいたします。

(2)の福富地区の2校におきましては、久芳小に竹仁小を統合する計画とし、学校名は福富小学校、統合時期は平成30年4月を目標とし、将来的には福富中学校との小中一貫校を検討していくこととしております。

(3)の河内地区の2校におきましては、河内小に河内西小を統合する計画とし、学校名は河内小学校、統合時期は平成30年4月を目標とし、将来的には河内中学校との小中一貫校を検討していくこととしております。

7ページをご覧ください。

(4)の八本松地区の2校については、原小に吉川小を統合する計画とし、統合時期は平成32年4月を目標としております。

(5)の安芸津地区の2校については、三津小に木谷小を統合する計画としておりますが、木谷小は一時的に複式学級が発生するものの継続的ではないため、当面は2校とも存続することとしております。

8ページをお願いいたします。

ここでは、本年度の児童数と平成33年度の見込み児童数などを一覧にしております。

なお、今回の計画には挙げておりませんが、これまでの計画で統合対象としておりました黒瀬地区の22番板城西小及び24番乃美尾小については、当面は複式学級が発生する見通しが無いため存続をさせることとしております。

新たな統合基本方針と統合計画につきましては以上でございますけれども、これまでの基本方針との大きな違いは、まず1つには、当面旧町の地域に小学校1校は確保していく必要があるとの認識を示したこと。次に、原則として児童数の多い学校に児童数の少ない学校を統合する方針を明示したこと。全ての対象校の統合時期を、目標時期を含めて明示したこと。新たな教育実践・特色ある学校づくりのため、小中一貫校の導入やその検討を行うこととしたこと。具体的に志和地区、福富地区、河内地区において小中一貫校の設置を目指す方針を明らかにしたこと。その他、跡地利用については統合準備会において協議を行うといったものでございます。

引き続き、今後も地域での協議に当たりましては、学校がなくなることに対する懸念や不安について丁寧に対応するとともに、小規模校のきめ細かな指導という利点は認めつつも、複式学級となっていることや児童数が余りにも少ないことは良好な教育環境の確保という観点からは課題が多いと考えておりますため、一日でも早

く統合に理解が得られ、教育環境の改善を図ることができるよう統合事業を進めてまいりたいと考えております。

議案第21号の説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市立小学校の統合基本方針の改訂について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 京極委員：ある程度ロードマップ的に考えられてやられているとは思いますが、現状としては平成33年ぐらいまでですか。市としてある程度人口の減少だとか子どもの減少だとかと併せてきっちり見えるようにしないと、皆さんからはなかなかわかりづらいのではないかなという気がします。結構反対の方もいらっしゃるので、そこはある程度多分されているとは思いますが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○ 江口教育総務課長：この新たな統合基本方針の目標時期ですとか終期、あるいは見直しの時期については、実はまだ明示はしておりませんし、具体的な考えもまだ持っておりません。というのは、この統合計画の基礎となっておりますのは、現在の各小学校区に住んでいる児童数、0歳から5歳までの児童数が今後当該小学校区の小学校にそのまま進級してくるという前提がリアルに実数としてあるものですから、特に東広島市ではまだ人口は一部増え続けているところもございますけども、これは逆にこういう統合の対象の地域ではなくて、過大規模ですとか、これからまた大きな学校になっていくような地域ですので、そういう意味でも今後統合の対象となる地域については減少が基本的な傾向になっていくのかなというところから、この33年までの実数を前提とした統合方針ということを打ち出しております。

また、ご指摘いただいたようなことについては、今後は人口が増えている、児童数が増えている地域などについては、十分児童数の見込みの推計というものを新たに考えていかないといけないと思っているのですが、今回は比較的過疎的な地域の統合計画を、実数を基本にして考慮していくということです。

もう一つ、今回平成20年に策定いたしました統合基本方針を改訂するということですけども、その動機が、平成20年に策定したときは26年までの児童数が見込めていたということなので、それは更新しないといけないということ。それから、その間におきましては東日本大震災で、より学校の耐震化、耐震性の確保という観点が国のほうでも重視されているということ。それから、東広島市では合併から10年が経過いたしまして、東広島市内の合併町を中心として公共施設の適正な利用、適正規模化に進めていくという方針の中で、学校もその公共施設の面積では全体の46%を占めているということもあって、市の方針としてはある程度適正規模にしていくべきだということを学校のほうにも求められているというような背景があって、今回は計画の見直しをさせていただいたということです。また、平成33年前後にそういったもろもろの事情を整理して、そのときにまた改めて検討していくものというふうに考えております。

以上です。

- 京極委員：期間を区切ってということですね。小中一貫の話も入ってくるので、教育委員会としたらもう少し長いスパンでも考えておかないとまずいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 中嶋教育調整監：小中一貫校の導入ということで、設置ということでもっとも長いスパンでということではございますが、今回の、例えば志和地区、あるいは竹仁、福富、河内地区等については統合との絡みということで、それから児童数の推計については、どうしても今の0歳の子どもが学校に入ってくる平成33年度までしか現状で推計はできないものですから、その33年度までについては、先程、教育総務課長が説明しましたように、28年度は1年生が何人、2年生が何人、合計でこうなる、それを年度ごとにお示しして、対象地域の方には、それを出しております。ただ、それ以降については、具体的な数字というのはまだ生まれていないわけですから数字を示すというのはなかなか難しいのですけれども、今おっしゃられるように、小中一貫校の設置運営というものにかかわっては、統合のために一貫校にするということではなくて、教育の中身を充実させて、その統合を機に、よりその地域に根差した教育をしっかりとやっていくための一貫校ですから、来年のカリキュラムの作成であるとか、一貫校の教育方針であるとかそういったものも含めて長い目で見ていくということはこれからやっていかなければいけないと思っております。
- 京極委員：保障とすれば、最低1町当たり1校ということになると思いますということがあるわけですね。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。
- 京極委員：はい。
- 渡部教育長職務代理者：今のご説明の中で、小中一貫校に対する期待とございますか、それが一部を除いて皆さん大変期待をしているという印象を受けたのですが、それは教育委員会のほうでそういったモデルとございますか、イメージとございますか、そういうものをあらかじめ住民の方にお示しになったことで理解が得られたのでしょうか。
- 中嶋教育調整監：小中一貫校については、この志和地区については具体的な、こちらが今目指しているイメージというものはお示しをして説明しました。それまでに、小中一貫接続教育というのを市内全域でやっておりますけれども、例えば志和地区でこれまでこういった接続教育を進めてきたとか、そして一体型になったらどういった、これまでできなかった、限界があったものがどれだけできていくのかといったようなこととか、あるいは志和であれば、これまでの地域性ということで、どの学校も地域と一体となった教育を推進されている、その地域の強さを生かして、今度は志和町全体で志和の子どもを一緒に育てていただきたい。例えば志和サミットのようなものを、総合的な学習の時間の中で小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通して、志和のために何ができるんだろうとかそういったものを学んでいく中で将来の志和を支えることも、志和をみんなで育てていくといったような勉強であるとか、そういったイメージの説明はさせていただいて、そういったところ

はご理解をいただきたいなというふうに思っています。

- 下川教育長：よろしいですか。そのほか。
- 坂越委員：それでは、情報として、もちろん地域に丁寧な説明が求められるようなことですが、どうでしたか、新市になって10年、先行事例、あるいは旧市のときの事例というのはありましたか。
- 中嶋教育調整監：新市になってからは、安芸津地区の風早小学校と小松原小学校と大田小学校が風早に統合したということで、そこでの児童の感想であるとか、あるいは保護者の感想等も今回の説明会等でしております。
- 坂越委員：その辺の基準と今回の見直し基準というのは、基本的には整合しているんですよ。
- 中嶋教育調整監：風早のほうにつきましては、平成20年度に策定した統合基本方針をもとに統合しておりますので、複式学級を対象にしていくとか、そういった基本姿勢としては変わっておりません。
- 坂越委員：県域でも、もちろん小中の場合には市町の教育委員会が当たるのですが、近いところでいえば、三原とか結構厳しいところもあったじゃないですか。あのあたりの、横並びはいいとは思わないけれども、やっぱり皆さんに納得してもらうための情報はたくさん持っていったほうがいいと思います。
- 織田委員：7番の統合の方法で、原則として児童数の多い学校に児童数の少ない学校が統合するというので、児童の移動が少ないということになればいいと思うのですが、ちょっと気になるのが河内西と河内小学校の件で、校舎は河内西のほう而立派だったように思います。私は見た目ではかわからないのですが、施設とかそういうものもいいような感じがしますし、河内小学校は、ここにもあった芸予地震のときに体育館の天井が落ちるとか、そういう被害もありました。地質的なもので課題がもしあるんだったら再検討を、子どもの安全を考えると必要なんじゃないかなというのもこの資料をいただきながら思いましたが、そこらあたりはどうでしょうか。
- 江口教育総務課長：ご指摘いただいたとおり、児童数の多い学校へ少ない学校を統合するというのが児童の精神的なものも含めて、それから通学の手段のある程度負荷の軽減ということも含めて考慮した結果でございます。

それから、河内西と河内につきましては、委員ご指摘のとおり河内西のほう在校舎も広い、グラウンドも広い、新しいというような状況には確かにございます。しかしながら、河内西小に統合する場合の難点といたしまして、今、河内西小学校のほうへ通っている通学の状況を見ますと、学校周辺の数人以外はバス通学に既になっております。としますと、仮に河内小から河内西へ子どもを連れていく場合には、この子たちの全員がバス通学になる。言い換えると、河内西に集約した場合は、その数人を除いてほとんどの子がバス通学になってしまう。それは小学校としてはいかなるものか、バスで連れていくことが前提なら、極論すれば河内西、何でなの、というところまで発展してしまいますので、そういうことを考慮すると、や

はり河内小学校、児童数の多い、人数の多いところへ統合するほうがいいのかなど。

あと、これを方針としてはコンクリートしていきたいと思っっているのですが、じゃあこれで絶対このとおりでないといけないかというと、地域で今後統合協議会を合同で設置させていただいた中で、両地区の意見をすり合わせていくという作業を今から行いますので、その中で、仮にですけれども、河内の方が河内西でいこうということでおおむね合意していただくのなら、それはもう一度我々としても教育委員会にお諮りして方針を変えるということはあると思います。

以上です。

- 長嶋委員：スクールバスについて1つ質問があるんですけど、この説明会などではスクールバスを要望するということが多いようですが、反対にスクールバスになることで不安に思われる保護者の皆さんの意見というのはあったのでしょうか。
- 江口教育総務課長：一部で不安がございました。不安は、スクールバスで運行すると若干体力が落ちることがあり得るということと、あとは決められた時間にバスの停留所まで行かせないといけない。それともう一点は、帰りのバスが定時で決まっておりますので、放課後学校で遊ぶということがまずない。今のところそういった心配は出ておりました。
- 長嶋委員：そのことに対して、どういう回答をされましたか。
- 向井学事課長：実際に体力がどの程度落ちるかということも実際にやってみないとわからないところがありますが、とにかく基本的には小学校であれば4キロ以上というのは、これは実際にそのスクールバスを今使っておられる学校関係の方々に集まっただけで審議していただき、いただいた意見の中で決定したもので、それを一応原則とさせていただいて、一応原則ですがということで提案させていただいた。その中で、メリット、デメリットはありますよねという意見をいろいろいただいているという状況なので、そのデメリット部分については、協議会の中でどこまで軽減できるかという結果になっていくだろうという回答をさせてもらっています。
- 下川教育長：よろしいですか。
そのほかございませんでしょうか。
- 坂越委員：すみません、これも勉強のために。もちろん協議会で丁寧に説明するということが大前提、でも行政的にはどんな手続というのがありますか。協議会はある意味インフォーマルな調整の会合、それを踏まえて、うまく話がおさまれば教育委員会が議決。設置権は当然市という整理になりますか。しっかりと話し合いをした上で最終的には市の判断というか、教育長の判断という形になるのですか。
- 江口教育総務課長：ご指摘いただいたとおり、事務局のほうで地元の協議会の後にその結果をいただいて、教育委員会議にお諮りしていくということになります。
まず、最初の作業といたしましては、統合合意をいただきましたら、教育委員会議にお諮りして統合を決定するという作業がございます。そのことによりまして、

県教委に統合の前年度の統合加配という言い方を我々はしているのですけれども、教員の配置の増員をお願いするという作業で、統合の前年度に教員が両校に余分に配置されて、複式を一時的に解消することができるという作業があります。

それから、最後にご指摘いただきました市との関係、これは予算の編成権というのは市長が持っておりますので、当然私どもはこういった情報を市の経営戦略会議という、部局長が集まる会議ですとか、さらに予算計画を含めた計画を練る政策調整というステージにこういった建設いわゆる小中一貫の建設計画等については提示して、理解を求めながら進めていくというものになります。

さらに、議会に対してなんですけど、これは議会の決定権という出口のところから話しますと、最後は学校設置条例を改正する議決をいただくという作業が残ります。ただ、唐突にそこまでいくと、それまでの経過がわかりませんので、こういった協議の経過ですとか今後の予算計画を含めた執行状況等については、必要に応じて説明をしながら、理解をいただきながら進めるということになろうと思います。

以上です。

- 坂越委員：1つやるだけでも大変なのに、これはすごいことになると思います。
- 下川教育長：質問等はよろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら原案のとおり可決をすることとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

そのほか、事務局からありますか。

- 江口教育総務課長：ございません。
- 下川教育長：ありませんか。

その他、委員の皆様から何かございますか。

では、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

以上で会議を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時53分